

はいしん な せん こうかくかきん ライブ配信サービスで投げ銭！高額課金に注意！

【相談事例】お母さんのスマホでライブ配信を見ていたら、投げ銭したくなった。お母さんのクレジットカードを使っているとわかっていたので、1回でやめるつもりだったが、楽しくてやめられなかった。お母さんが、クレジットカード明細を見て10万円ぐらいの請求に気付いた。どうすれば良いか。(10代 女性)

*スマートフォン等でライブ形式の動画を配信したり、視聴したりする「ライブ配信サービス」の多くは無料で利用できますが、ライブ配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金機能があります。

【アドバイス】

- 子どもが保護者のクレジットカード情報や携帯電話料金まとめ払いサービス（キャリア決済）を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。

保護者は、クレジットカードやキャリア決済の暗証番号をしっかりと管理しておくことが大切です。請求書も必ず確認しましょう。

- 子どもがどのようなサービス利用しているのか、その決済の仕組みがどうなっているのか理解し、使い方について家族で話し合しましょう。

- 請求された投げ銭の支払いは、業者との話し合いです。

未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。ただし本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。デジタルプラットフォームと呼ばれる売買の場を運営する企業や、ライブ配信業者と話し合う必要があります。

- わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



相談窓口の案内

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、

戸畑窓口（☎861-0999）へご連絡ください。

消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります）



まもりん



みもりん